

## 第4章 地域戦略

第4章では、「生物多様性おきなわ戦略」の基本姿勢を示すとともに、第3章の現状と課題を踏まえ、目指すべき将来像となるグランドデザインを描き、目標を定めています。また、目標の実現に向けた基本的視点と基本施策を定めています。

### 第1節 基本姿勢

#### 1 地域戦略策定の主旨

沖縄県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全・維持、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画として「生物多様性おきなわ戦略」を策定します。

#### 2 地域戦略の位置付け

##### (1) 生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する法令などは多岐に渡っています。生物多様性基本法のもとで、これらの法制度が相互に連携し、効果的に運用されることが重要であり、国家戦略はその基本的な方針を示す役割を担っています。

「生物多様性おきなわ戦略」は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する沖縄県の基本的な計画として位置づけられ、生物多様性国家戦略を基本として策定しています。

##### (2) 沖縄21世紀ビジョンと沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）

「沖縄21世紀ビジョン」は、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想です。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、「沖縄21世紀ビジョン」で示された将来像の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、沖縄の福利を最大化すべく、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」における「基本方針」や「基本施策」などを明らかにしたものです。

「生物多様性おきなわ戦略」は、この「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に沿って策定され、生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る観点から「沖縄21世紀ビジョン」及び「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進する計画としての役割を持つものです。

### (3) 第2次沖縄県環境基本計画

「第2次沖縄県環境基本計画」は、沖縄県環境基本条例第8条の規定に基づく計画であり、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

「生物多様性おきなわ戦略」は、「第2次沖縄県環境基本計画」の目標の一つである「人と自然が共生する潤いのある地域づくり」を達成するために必要な計画に位置付けられます。

### (4) 国際的な取組に関する役割への適切な対応

国連では、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定め、愛知目標達成に向け、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組むとしています。このような社会的な流れにおいて、地方自治体が地域の自然社会的条件に応じた生物多様性に関する施策を進めていくことは、わが国の生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割を担っています。

よって、本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るための基本的な計画となる「生物多様性おきなわ戦略」を策定することは地方自治体としての役割の一つを果たすこととなります。

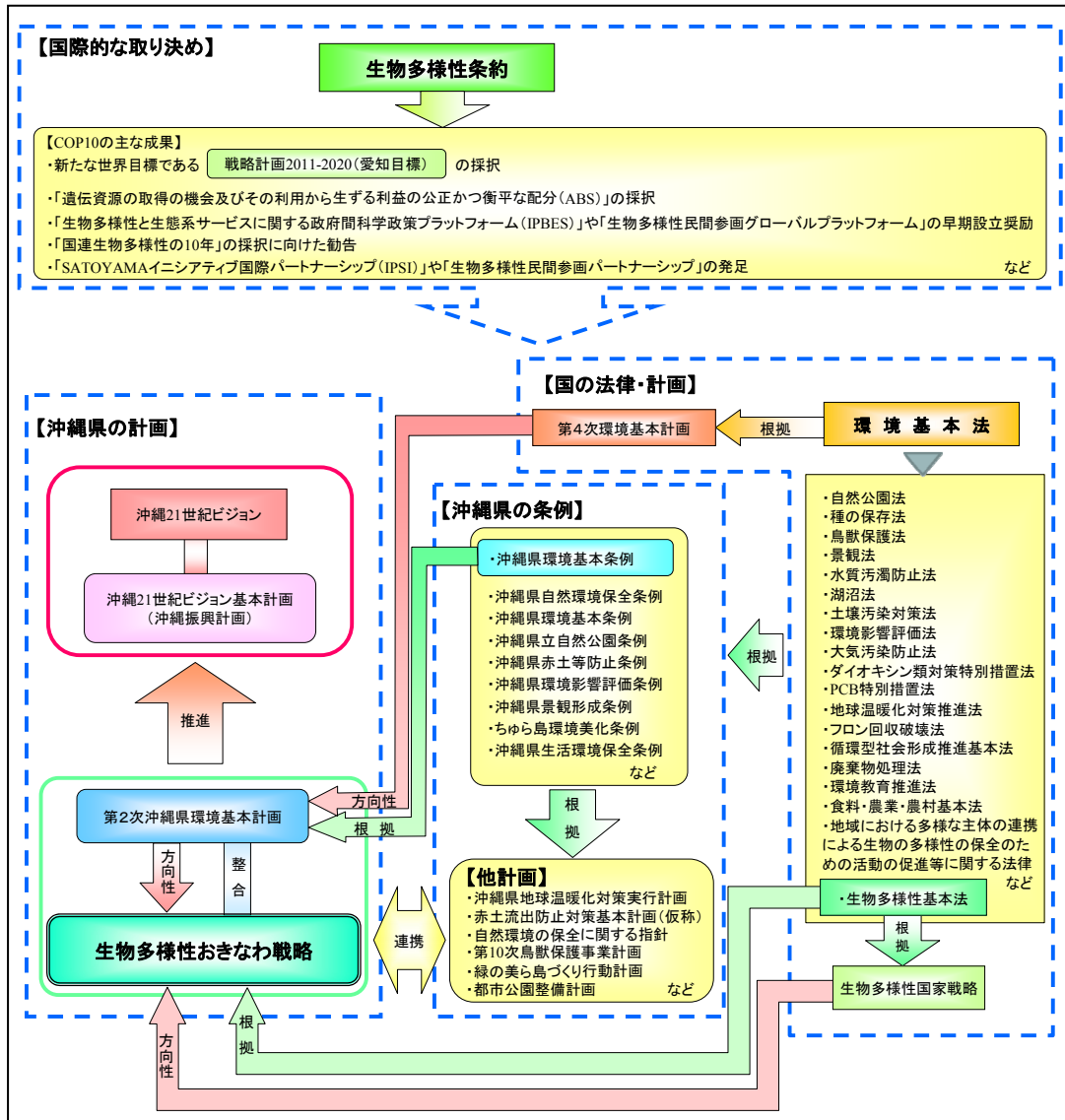


図7 生物多様おきなわ戦略と他法令との関係

上記図において、「根拠」は法令などを根拠として策定されていることを、「方向性」は上位計画が下位計画へ方向性を示していることを、「整合」は上下関係にある計画間で内容の整合を図ることを、「連携」は並立関係にある計画間で連携を図りながら施策などを進める事を、「推進」は下位計画から上位計画を推し進め、発展させることを示しています。

### 3 地域戦略の対象地域

本地域戦略の対象地域は、沖縄県全域とします。

### 4 戦略の見直し

「生物多様性おきなわ戦略」は策定後5年を目処に見直すこととします。ただし、自然環境や社会状況などが急激な変化を遂げた場合など、必要に応じて見直します。

また、短いスパンで目標を設定することが適切なものについては個別に目標年次を設定します。

## 第2節 グランドデザイン

### 1 目指すべき将来像

「生物多様性おきなわ戦略」において目指すべき将来像を次のとおりとします。

『自然を大切に<sup>ちむぐる</sup>する真心と、  
いきものとのゆいまーるを育む島々』

沖縄の生物多様性は、小さな島で多様な生態系が相互に繋り微妙なバランスの上に成り立っています。またこれらの生態系は島が成立してきた長い歴史の中で育まれてきたものであり、人間には創造することのできないまさに天賦の貴重な財産です。

沖縄の先人達はこのような豊かな自然からの恵みにより、生活し、自然の驚異から守られ、独自の文化を築き暮らしてきました。そして、その先人達が引き継いでくれた豊かな自然と個性豊かな伝統文化は、ホスピタリティのあふれる県民性を形成する源であるとともに、多くの人々を魅了し惹きつける要素となっています。

しかし、今、私たちの自然への関心が薄れていくことで、沖縄の貴重な財産である豊かな自然環境を失いつつあります。

ここで、改めて私たちの暮らしが自然の恵みである生態系サービスによって支えられていることを認識し、現世代が受け継いでいる豊かな自然に誇りと愛着を持ち、これからも真心を持って自然を大切にしていく必要があります。

また、沖縄の人々が暮らしの中で“ゆいまーる”により助け合ってきたように、“ゆいまーる”の心で、島々のいきものとのつながることで人と自然が共生していく必要があります。

そして、私たちの共通の財産である自然からの恵みを次世代に引き継いで行くためには、生物多様性を維持していくことが重要であり、愛知目標で定められた「自然と共生する世界」の実現に向けて「生物多様性おきなわ戦略」を基に取り組んでいく必要があります。

そこで、将来、県民および本島の自然とかかわる全ての者が自然を大切にする真心をもち、人間を含めたあらゆる生物のいのちのつながりを大切に守り育てることで生物多様性を保全し、自然と共生する島々となることを目指すため「自然を大切に<sup>ちむぐる</sup>する<sup>注1)</sup>と、いきものとのゆいまーる<sup>注2)</sup>を育む島々」を将来像とします。

注1) 「ちむぐる」とは、沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い想い」を指すと言われ、漢字で表すと「肝心」となりますが、標準語の「肝心(かんじん)」とは異なる意味を持ちます。

注2) 「ゆいまーる」とは、方言で「結びつき、助け合い」を指すと言われています。

## 2 目指すべき地域の将来像

目指すべき将来像を実現したときの、各圏域ごとのあるべき姿、ありたい姿を「目指すべき地域の将来像」として以下のとおり考えます。

### (1) 北部圏域

#### 『森と海の繋がりを大切にし、人々の生活と自然の営みが調和している地域』

- ・やんばるの森林では機能に応じたゾーニングや森林経営計画が検討され、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」が構築されています。
- ・エコツアーは環境負荷やオーバーユースを回避、軽減するための環境収容力に配慮しており、ガイドは人気の職種となっています。
- ・生物多様性に配慮した河川改修が進み、沖縄本来の生態系が回復した河川にはリュウキュウアユなどが定着しています。
- ・一定規模のサンゴ群集の再生が図られるとともに、重要なサンゴ礁海域や干潟が保全区域となり、国や県の保全措置と地域の自主管理が連携することで、バランスのとれた保全と利用が図られています。森と海は一体であるとの考え方が地域で共有され、様々な対策により赤土等汚染などの陸域からの影響が減少しています。また、農地として復元される可能性のない耕作放棄地などが、森林や湿地の再生に活用され、サンゴ礁の保全にも貢献しています。
- ・環境に配慮した農業が地域の生活と自然環境の維持に貢献しています。
- ・沖縄島北部地域のマングースやノネコ・ノイヌが完全排除され、ヤンバルクイナなどの希少種が分布域を回復しています。また、希少種を保護する法律・条例が効果的に機能し、希少な昆虫類や植物などの採集と取引が防止されています。
- ・関係者の協力により、ヤンバルクイナ、ケナガネズミなどの希少野生動物のロードキルの件数が減少している他、すべての県民が北部の自然の大切さを理解し、廃棄物のリサイクル等が周知され不法投棄が見られなくなっています。また、犬や猫の飼い主にマナーが徹底され捨て犬・捨て猫は見られなくなっています。
- ・世界自然遺産や世界ジオパークに登録された自然豊かな地域として国内外から多くの観光客が訪れ、地域の人々に物心両面で豊かさをもたらしています。また、観光産業が自然資源の保全に責任を持って取り組んでいくと同時に、積極的に環境共生型の観光地であることを強調し、発信しています。
- ・ジュゴンとその生息環境が保全され、ジュゴンの泳ぐ姿が見られるようになっていきます。また、ウミガメが産卵する砂浜が保全されています。
- ・伝統の祭祀とともに祭祀に関わる自然環境や、御嶽の周辺の自然体系が大切に維持保全されています。
- ・返還された米軍の北部訓練場の跡地は、県民の財産として大切に維持保全されています。

## (2) 中南部圏域

### 『よみがえる自然に生きものが集い、生活の中に生きものとの繋がりを 感じる地域』

- ・昔から残されている森が保全されています。石灰岩台地などの藪山が沖縄本来の植生に再生され、井泉（ガー/いせん）からは清らかな水が湧き出ています。そこは、人々が集い、子ども達が遊び、地域の人々が繋がる場所として、地域の人々により管理されています。また、伝統の祭祀とともに祭祀に関わる自然環境や、御嶽と周辺の自然生態系が大切に維持保全されています。
- ・都市の街路は緑で覆われ、木々が作り出す日陰は南国の強い日射から歩行者を守り、涼しい風を街路に導いています。
- ・生物多様性に配慮した河川改修や都市部における下水道の整備が進み、地域住民や流域自治体の協力により、水質が向上しています。また、その場所は子ども達の環境学習の場として活用されるとともに、川辺の木陰は地域の人々が集う場所となっています。
- ・都市地区の沖合にも良好なサンゴ礁が発達し、その場所が保全されており、その場所がどこにあるかを多くの市民・住民が理解しています。また、干潟の重要性の理解が市民・住民に浸透し、住民参加型の保全・再生活動が行われています。
- ・農地を中心とした地域では、自然界の循環機能を活かし、生物多様性の保全をより重視した生産手法で農業が行われ、その農産物は「うちなーむん」として多くの県民から高い評価を受けています。また、都市近郊の農地では、体験農業や子ども達の農業学習が日常的に行われ、大人も子どもも作物の栽培をとおして自然の恵みを体感し、理解しています。
- ・観光産業が率先して自然資源の保全に責任を持って取り組んでいます。また、地域の人々による生物多様性保全活動を様々な県内企業が支援しています。
- ・都市地区の住民も自然の大切さを理解し、沖縄島の北部や離島を訪れる際は、その地域の自然に配慮した行動をとっています。また、多くの都市住民が、ボランティアとして離島や沖縄島北部地域の保全活動に協力しています。
- ・小中学校では、NPO やボランティアなどの協力により身近な自然を理解する学習活動が継続的に行われています。
- ・返還された米軍施設跡地では、沖縄らしい森（ムイ）や井泉（ガー/いせん）が都市地区の中のビオトープとして再生されるなど、生物多様性に配慮した街づくりが行われています。

### (3) 沖縄島周辺離島圏域

#### 『小さな島の個性豊かな自然を、島の人々の知恵とやさしさで育む島々』

- ・島の人々が島嶼生態系の特徴やすばらしさを理解し、これまで培ってきた自然と共生する知恵と自然観により生物多様性が維持されており、島々は島ごとに異なる個性豊かな自然を有しています。
- ・住民の生活と農業を守る防風林や御嶽林・包護林が維持・拡大され、そこは島の野生生物の貴重な生息地となっています。また、環境に配慮した農業が島の生物多様性の維持に貢献しています。また、伝統の祭祀とともに祭祀に関わる自然環境や、御嶽と周辺の自然生態系が大切に維持保全されています。
- ・生物多様性に配慮した河川改修が進み、その島本来の河川生態系が回復しています。残されている池や湿地は保全され、ダム湖やその周辺湿地も生態系サービスの機能を発揮し、水質の浄化、水棲動植物の生息地や渡り鳥の飛来地となり、住民の憩いの場所となっています。
- ・一定規模のサンゴ群集の再生が図られるとともに、重要なサンゴ礁海域が保全区域となり、国や県の保全措置と地域の自主管理が連携することで、バランスのとれた保全と利用が図られています。また、サンゴ礁を訪れる県民やダイバーは、サンゴ礁生態系への理解と愛着を持ち、サンゴ礁に配慮しつつレクリエーションを楽しんでいます。ダイビングガイドは、サンゴ礁のすばらしさを伝える専門人材として活躍しています。
- ・島と海は一体であるとの考え方が地域で共有され、様々な対策により赤土等汚染などの陸域からの影響が減少しています。島の大人や子ども達、観光客が土砂流出防止の植栽活動に取り組んでおり、その活動が沿岸域のサンゴ礁保全に大きく貢献しています。
- ・希少種を保護する法律・条例が効果的に機能し、希少な昆虫類や植物などの採集と取引が防止されています。また、島の名前がついた固有種は島のシンボルとして住民に愛され、保全されています。
- ・観光、修学旅行、島留学など、島の外との人的交流が益々盛んになり、それにより、島の自然・歴史・文化を大切にする雰囲気島の人々に満ちています。

#### (4) 宮古圏域

『恵みの雨が島を潤し、循環していくなかで、人々の生活と自然の営みが調和している島々』

- ・水源かん養林や防風林、御嶽林を維持・拡大し、これらの森が住民の飲料となる地下水を清浄に保つとともに、農地を守っており、そこは野生生物の貴重な生息地となっています。また、これらの森の役割を多くの住民が理解し、大切にしています。
- ・伝統の祭祀とともに祭祀に関わる自然環境や、御嶽と周辺の自然生態系が大切に維持保全されています。
- ・生物多様性の保全を重視した生産手法で農業が行われ、農地にさまざまな生物が生き生きと暮らしています。
- ・島内での資源循環が進み、廃棄物量が抑制され、不法投棄がなくなり、生活環境や地下水の保全が図られています。
- ・一定規模のサンゴ群集の再生が図られるとともに、重要なサンゴ礁海域及び干潟が保全区域となり、国や県の保全措置と地域の自主管理が連携することで、バランスのとれた保全と利用が図られています。また、サンゴ礁を訪れる県民やダイバーは、サンゴ礁生態系への理解と愛着を持ち、サンゴ礁に配慮しつつレクリエーションを楽しんでいます。ダイビングガイドは、サンゴ礁の素晴らしさを伝える専門人材として活躍しています。また、渡り鳥が飛来する湿地、干潟、小島などが保全されており、環境学習の場となっています。
- ・陸と海は一体であるとの考え方が地域で共有され、様々な対策により陸域からの影響が減少しています。
- ・外来種の防除や生息環境の保全により、ミヤコカナヘビやミヤコサワガニなど宮古島の固有種が保全され、ヤシガニなどの地域資源を管理する条例が効果的に機能し、持続可能な利用が図られています。また、インドクジャクなどの外来種の防除が進んでいます。



## (5) 八重山圏域

『豊かなサンゴ礁と原生の森に住む生き物たちが、人々のやさしさを育まれ、多くの人々に大切にされている島々』

- ・ 保全すべき地域と利用する地域のゾーニングが行われ、エコツーリズムなどの体験・滞在型観光が行われています。
- ・ 西表島の仲間川、浦内川などのような大きな川では、環境収容力に配慮したエコツアーが行われています。また、河川や溪流を訪れる観光客は、自然環境に対する理解と愛着を持ち、生態系に配慮しつつレクリエーションを楽しんでいます。
- ・ 重要なサンゴ礁海域や干潟が保全区域となり、国や県の保全措置と地域の自主管理が連携することで、バランスのとれた保全と利用が図られています。また、オニヒトデ大量発生メカニズムの解明が進み、予察が可能となり、特別に重要なサンゴ礁と位置づけられた区域では、継続・集中した防除対策によりサンゴ群集が守られています。
- ・ 陸と海は一体であるとの考え方が地域で共有され、様々な対策により赤土等汚染などの陸域からの影響が減少しています。
- ・ 環境に配慮した農業が島の生活と自然環境の維持に貢献しています。
- ・ 希少種を保護する条例が効果的に機能し、希少な昆虫類や植物などの採集と取引が防止されています。
- ・ 関係者の協力により、イリオモテヤマネコ、カンムリワシの希少野生動物のロードキルの件数が減少しています。また、島の自然を誘客の一番の源泉としている観光産業においては、自然資源の保全に責任を持って取り組んでいくと同時に、積極的に環境共生型の観光地であることを強調し、発信しています。
- ・ 世界自然遺産に登録された自然豊かな地域として国内外から多くの観光客が訪れ、地域の人々に物心両面での豊かさをもたらしており、地域内の歴史・文化資源、亜熱帯果樹などの農林水産物、住民のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルが創出されています。
- ・ 伝統の祭祀とともに祭祀に関わる自然環境や、御嶽と周辺自然生態系が大切に維持保全されています。
- ・ 魚釣島では野生化ヤギ対策が進められ、植生が回復し、センカクモグラ、アホウドリ、アオツラカツオドリ、アジサシ類などが繁殖しています。



提供：環境省那覇自然環境事務所

イリオモテヤマネコ

## 第3節 目標

将来像を実現していくための目標を以下のとおりとします。

### 1 中長期目標(2030年)

#### 島々の生物多様性を育み、人と自然が共生する豊かな社会を形成する

私たちが将来にわたって自然の恵みを得ていくためには、その源である生物多様性を育み人と自然が共生する社会を実現していく必要があります。

そして、人と自然が共生する社会を実現することは、優しさや潤いのある社会をつくり私たちの心をより豊かにするとともに、自然からの恵みである生態系サービスを持続的に享受していくことにつながります。さらに、持続的な経済の発展及び沖縄らしい文化の継承につながり、私たちの暮らしをより豊かにします。

### 2 短期目標(2022年(10年))

#### (1) 生物多様性を保全・回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取組を拡大する

生態系の保全を図ることで、生物多様性の損失を止め、既に消失、劣化した生態系については科学的な知見に基づきその再生を図るとともに、自然からの恵みを賢明に利用することにより、自然からの恵みを将来にわたって持続的に享受します。

特に、世界的にも貴重な沖縄の自然を保全し、うまんちゅの宝として次世代に繋いでいくため、世界自然遺産への登録を目指します。

また、沖縄の美ら海を特徴づけるサンゴ礁生態系の保全・再生を目指します。

さらに、自然資源の利用ルールの普及啓発や環境負荷の少ない観光施設の整備などにより、自然からの恵みを持続的に享受できる環境共生型観光地の形成を目指します。

#### (2) 生物多様性に関する理解を社会的に浸透させる

生物多様性に対する認識の向上を図り、生物多様性の保全に関する取組に県民の参加を促すことにより、生物多様性に関する理解を社会的に浸透させます。そのために、まず、沖縄の生物多様性への理解を深めるためネットワークの拠点となる生物多様性プラザ（仮称）の構築を目指します。

## 第4節 基本的視点

沖縄の豊かな生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る施策を展開する上で共通する基本的視点として、以下を掲げます。

### 1 科学的認識と予防的順応的態度

生物多様性の保全及び持続可能な利用に当たっては、生物多様性に関する科学的データに基づく正しい理解を持つこと、自然の全てを把握することは困難であり常に早めの対策をとることが重要であること、自然は常に変化し続けておりその変化に順応的に対応していく必要があることを認識します。

### 2 島・圏域ごとの特性と、人と自然のつながりや生態系のつながりの重視

島嶼県である本県は、島ごとに自然環境の状況が異なり、そのことが島々に根付いてきた個性豊かな文化の基盤となっています。また、島嶼であるため、環境容量が小さく、人為的な影響を受けやすい脆弱な自然環境となっていることから、島・圏域ごとの自然環境の特性と、人と自然とのつながりや生態系のつながりを重視します。

### 3 社会経済的な仕組みの考慮

生物多様性を保全することが経済的な負担となるのではなく、保全することが付加価値となって経済的に有利となる仕組みや、地域振興に繋がる仕組みを検討します。

### 4 県民の積極的な参加による戦略の実効性の確保

地域戦略を効果的に推進し、その実効性を確保するために、多様な主体が参加出来る取組を広めるとともに、各主体の連携による生物多様性保全に関する活動に繋がります。

### 5 地球温暖化対策実行計画との連携

地球温暖化の進行により、生態系の攪乱や種の絶滅など生物多様性に対しても深刻な影響が生じる事が危惧されていることから、行動計画の策定及び実施にあたっては、平成 23 年に沖縄県が制定した「沖縄県地球温暖化対策実行計画」の主旨を十分踏まえると共に整合を図ります。

## 第5節 基本施策

沖縄の豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を図るために取り組まねばならない基本的な施策を以下に掲げます。

### 1 生物多様性の損失を止める

野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、失われつつある本県の生物多様性の損失を止める取組を推進します。

### 2 生物多様性を保全・維持し、回復する

沖縄らしい豊かな自然環境の保全と拡大していく経済活動との両立を図るため、残された生物多様性を保全・維持します。また、自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、劣化した自然環境を再生し、生物多様性の回復を推進します。

### 3 自然からの恵みを賢明に利用する

自然からの恵みを持続的に利用するため、祭祀や伝承されてきた自然の利用の叡智を重んじるとともに、自然と共生する農林水産業の推進や自然環境と共生する観光産業を推進します。また、沖縄の多様な生物資源の活用を図るとともに、持続可能な利用を目指します。

### 4 生物多様性に対する認識を向上させる

生物多様性を保全し、自然環境共生型社会を実現して行くには、より多くの人に生物多様性に関する正しい知識をもち理解してもらう必要があることから、生物多様性に関する認識の向上を図るとともに、生物多様性の現状を的確に把握するための調査及び研究を推進します。

### 5 生物多様性の保全に関する取組に県民参加を促す

県民、企業、NPO／NGO、各種団体や地域コミュニティなど、様々な主体が、共通の認識の基で、地域の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることが重要となることから、多くの県民が参加する仕組みの構築を目指します。また、生物多様性の保全活動や県民参加で行われる調査を促進します。

## Column 18 南の島のそっくりさん！？—琉球諸島と小笠原諸島—

2013年1月、沖縄県の琉球諸島が鹿児島県の奄美諸島とともに「奄美・琉球」として世界自然遺産の国内候補として、暫定リストに登録されました。ほぼ同緯度にある小笠原諸島が2011年に世界遺産に登録されたのは記憶に新しいところですが、沖縄と小笠原ってイメージが近い気がしませんか？南の海に浮かぶ常夏のパラダイスというイメージが浮かびますが、その背景は全くと言っていいほど違うんです！本コラムでは植物を例にして、琉球諸島と小笠原諸島の違いについて島の成り立ちから紹介してみたいと思います。

琉球諸島は、南北に長く連なる島々の集まりで、大東諸島などを除けば中国大陸と陸続きになった歴史があります。このような島を大陸島と呼びます。琉球諸島に自然に生育する植物は約1700種類あり(日本全体では約5600種類)、琉球諸島だけに生育する固有種のほかに、九州地方・本州や外国(中国、台湾、インドネシアなど)と共通する種類も多く、本地域が生育する地域の最北端となる種類(北限種：日本では琉球諸島にだけ生育している)、最南端となる種類(南限種：琉球諸島より南には生育していない)を多く含む様々な植物が生育しています。

一方、小笠原諸島は、海底火山を起源とする小さな島々から成り立っていて、本州などの陸地と陸続きになったことが一度もありません。このような島を海洋島と呼びます。小笠原諸島に自然に生育する植物は約450種類と少ないのですが、固有種の割合がとても高いです。また、他の地域との共通する生物が比較的少ないのも特徴です。琉球諸島、小笠原諸島のどちらも、特殊で多様な生き物たちが暮らす貴重な島々ですが、生物多様性の面でみると、琉球諸島は小笠原諸島に比べてより様々な植物が生きていると言えます。

小笠原諸島は、陸産貝類と維管束植物の高い固有率をもとに世界遺産登録されました。琉球諸島についても、世界遺産登録の働きがあり、環境省や沖縄県により登録に向けた準備が進んでいます。多様な生物を抱える琉球諸島もまた、世界自然遺産に値する価値を十二分に備えていると言えます。私たちが暮らす琉球諸島が世界遺産になる日が楽しみですね！

